

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)と下位法令との対応表

<法律>	<政令>	<省令>	<告示等>
<p>(目的)                      第一条 この法律は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)                      第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。</p> <p>2 この法律において「新エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギーをいう。                      一 風力                      二 太陽光                      三 地熱                      四 水力(政令で定めるものに限る。)                      五 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱                      六 前各号に掲げるもののほか、石油(原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。)を熱源とする熱以外のエネルギーであって、政令で定めるもの</p> <p>3 この法律において「新エネルギー等電気」とは、新エネルギー等発電設備を用いて新エネルギー等を変換して得られる電気をいう。</p> <p>4 この法律において「新エネルギー等発電設備」とは、新エネルギー等を電気に変換する設備であって、第九条第一項の規定により認定を受けたものを</p>	<p>(政令で定める水力等)                      第一条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第二項第四号の政令で定める水力は、出力千キロワット以下の水力発電所の原動力として用いられる水力とする。                      2 法第二条第二項第六号の政令で定めるエネルギーは、バイオマス(同項第五号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。)を発酵させ、又は熱分解することにより得られる水素又は一酸化炭素を化学反応させることにより得られるエネルギー(同項第五号に掲げる熱を除く。第三条において同じ。)とする。</p>	<p>(定義)                      第一条 この省令において使用する用語は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。                      2 この省令において「加入者」とは、第五条第一項の規定により新エネルギー等電気相当量(法第六条の規定に従って基準利用量の減少に充てることができる量をいい、新エネルギー等発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気であって、経済産業大臣が定めるもの(以下「特定太陽光電気」という。)の量を除く。以下同じ。)の増量又は減量の記録を行うための口座を開設した者をいう。</p>	<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第一条第二項に規定する経済産業大臣が定めるものを定める件(告示)                      電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第一条第二項に規定する経済産業大臣が定めるものは、平成二十一年十一月一日以降において太陽光発電設備により太陽光を変換して得られる電気(一般電気事業者及び特定規模電気事業者の需要家が設置した太陽光発電設備(発電能力が五百キロワット以上のもの、発電事業目的で設置されたもの及び昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備に設置されたものを除く。)によるものに限る。)とする。</p>

いう。

5 この法律において「利用」とは、供給する電気（電気事業者に供給するものを除く。）の全部又は一部を新エネルギー等電気にすることをいう。（新エネルギー等電気の利用目標）

第三条 経済産業大臣は、四年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、**経済産業省令**で定めるところにより、当該年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標（以下「新エネルギー等電気利用目標」という。）を定めなければならない。

2 新エネルギー等電気利用目標に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項
- 二 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項
- 三 その他**経済産業省令**で定める事項

3 経済産業大臣は、新エネルギー等の普及の状況、石油の需給事情その他の経済的社会的事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、新エネルギー等電気利用目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、**政令**で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣又は国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

（新エネルギー等電気の基準利用量）

第四条 電気事業者は、毎年六月一日までに、**経済産業省令**で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間（以下「届出年度」という。）に利用をすることを予定している新エネルギー等電気の基準利用量（その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量（他の電気事業者に供給したものを除く。第十条において同じ。）を基礎として新エネルギー等電

（新エネルギー等電気利用目標）

第二条 法第三条第一項の規定により経済産業大臣が定める新エネルギー等電気利用目標は、平成十五年を初年とする同年以後の四年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。

2 法第三条第二項第三号の**経済産業省令**で定める事項は、電力系統の整備に関する事項とする。

（意見の聴取）

第二条 経済産業大臣は、法第三条第一項に規定する新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点からする環境大臣の意見並びにバイオマスの有効な利用の確保の観点からする農林水産大臣及び国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

（基準利用量の届出）

第三条 法第四条第一項の届出は、当該届出年度の四月一日から六月一日までの間に、様式第一による届出書を提出して行わなければならない。

2 法第四条第一項の基準利用量は、当該電気事業者の当該届出年度の前年度における電気の供給量に、法第三条第二項第一号の新エネルギー等電気の利用の目標量のうち当該届出年度に係る部分から特定太陽光電気の利用の目標量として経済産業大臣が定める量のうち当該届出年度に係る部分を減じて得た量をすべての電気事業者の当該年度の前年度における電

平成19年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標（改定告示）

1 新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項  
新エネルギー等電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
86.7	92.7	103.8	124.3	128.2	142.1	157.3	173.3

（上欄：年度(平成)、下欄：目標量(億 kWh)）

2 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項  
新エネルギー等発電設備は、今後、利用目標及び基準利用量を踏まえて着実に設置されることが必要であり、発電・供給コストの低減や潜在性を踏まえた適地選定等を通じ、当該発電設備の積極的かつ効率的な展開が必要である。  
新エネルギー等発電設備の中でも、太陽光に係る発電設備については、他の電源と比較し、技術革新の余地が大きく、需要の創出による大幅な価格低減・普及拡大が見込まれること等を踏まえ、現状における他の電源との発電コストの差を踏まえた推進が必要である。

3 その他の事項（電力系統の整備に関する事項）  
エネルギー等による発電は出力が不規則に推移するとともに、発電所建設適地は送電系統が整備されていない遠隔地にある場合も少なくないことから、その大規模な導入を行うためには、これまでの対策を踏まえつつ、周波数変動抑制等の系統安定化や、既存系統の増強等を講ずることが必要となる。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項に規定する特定太陽光電気の利用の目標量（告示）  
特定太陽光電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して**経済産業省令**で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。)その他**経済産業省令**で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 届出年度の四月一日から六月一日までの間に電気の供給を開始した電気事業者に関する前項の規定の適用については、同項中「四月一日から」とあるのは「当該電気事業者が電気の供給を開始した日から」と、「当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量」とあるのは「当該届出年度におけるその電気事業者の電気の供給量の見込み」とする。

第五条 電気事業者は、毎年度、**経済産業省令**で定めるところにより、基準利用量（次条及び第七条の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第八条において同じ。）以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。

気の供給量の合計量で除して得た率を乗じて得た量とする。

3 法第四条第一項の**経済産業省令**で定める事項は、当該電気事業者の当該届出年度の前年度における電気の供給量とする。

4 電気事業者は、第一項の規定により届け出た事項のうち、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更をしたときは、**経済産業大臣**に届け出なければならない。

5 前項の届出は、様式第二による届出書を提出して行わなければならない。

(新エネルギー等電気の利用)

第四条 法第五条の利用は、新エネルギー等電気（特定太陽光電気を除く。第十一条において同じ。）を自ら発電し、又は他から購入して行わなければならない。

(口座の開設)

第五条 電気事業者又は新エネルギー等発電事業者（新エネルギー等発電設備を用いて発電し、又は発電しようとする者をいう。以下同じ。）は、その新エネルギー等電気相当量の増量又は減量の記録を行うための口座の開設をする場合は、その旨の届出を行うことができる。

2 前項の届出は、様式第三による届出書を提出して行わなければならない。

3 **経済産業大臣**は、第一項の届出に基づき、口座を開設し、口座簿を備えるものとする。

4 口座簿は、各加入者の口座ごとに区分し、各口座には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 加入者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者又は新エネルギー等発電事業者の別

5 口座簿は、電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）で作成することができる。

(氏名等の変更)

第六条 加入者は、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更をしたときは、その旨を経

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
3.8	14.0	17.9	23.8	31.0	39.0

(上欄:年度(平成)、下欄:目標量(億kWh))

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等（通知）

第1 基準利用量の算定

1 ．電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年**経済産業省令**第119号。以下「規則」という。）第3条にいう「全ての電気事業者の当該年度の前年度における電気の供給量の合計量」については、毎年5月に**経済産業省**が電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「法」という。）の運用のために公表する前年度の全国の電気の供給量を用いるものとする。

2 ．法第4条第2項に規定する「電気の供給量の見込み」については、一般電気事業者及び特定電気事業者にあっては、電気事業法（昭和39年法律第170号。）第4条に規定する事業収支見積書に記載した販売電力量を用いるものとし、特定規模電気事業者にあっては、見込みの根拠を記した文書を添付するものとする。

3 ．法附則第3条に規定する**経済産業大臣**が定める方法により調整して得た各電気事業者の基準利用量については、自ら算出し、法第4条に基づき**経済産業省**に届け出るものとする。

		<p>済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出は、様式第四による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の届出に基づき、その者の口座における記録の変更をするものとする。 (口座の廃止)</p> <p>第七条 加入者は、電気事業者又は新エネルギー等発電事業者でなくなったときは、遅滞なく、その口座を廃止する旨の届出を行わなければならない。ただし、新エネルギー等電気相当量の減量の記録のみを行う場合にあっては、この限りではない。</p> <p>2 前項の届出は、様式第五による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の届出に基づき、当該口座を廃止するものとする。 (新エネルギー等電気相当量の記録)</p> <p>第八条 新エネルギー等電気を供給し、又は供給を受けた加入者が新エネルギー等電気相当量の増量の報告を行う場合は、次に掲げるいずれかの期間において、様式第六による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 一月一日から一月末日までの間 二 四月一日から四月末日までの間 三 七月一日から七月末日までの間 四 十月一日から十月末日までの間</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の届出に基づき、その者の口座において、千キロワットアワーを一単位として、その届出に係る新エネルギー等電気の供給量(当該新エネルギー等電気がバイオマスエネルギー(バイオマスを熱源とする熱又はバイオマスを発酵させ、若しくは熱分解することにより得られる水素若しくは一酸化炭素を化学反応させることにより得られるエネルギーをいう。以下同じ。)を変換して得られる電気である場合にあっては、電気の供給量に、バイオマスエネルギーを変換して得られる電気の量の当該電気の供給量に占める比率(以下「バイオマス比率」という。)を乗じて得た量をいう。以下同じ。)に応じた新エネルギー等電気相当量の増量の記録をするものとする。</p>	<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等(通知)</p> <p>第2 新エネルギー等電気相当量の記録</p> <p>1. 新エネルギー等電気相当量の記録が行われる口座 規則第8条第1項の届出により新エネルギー等電気相当量の記録が行われる口座と、口座への記録に当たって必要となる同意書等の内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 電気事業者が、自ら新エネルギー等電気を発電する場合 □ 座：当該電気事業者の口座 同意書等：口座に記録される新エネルギー等電気相当量に係る新エネルギー等電気を、法第5条の規定による義務履行に充てない旨の電気事業者による確認書【様式第1】</p> <p>(2) 発電事業者が、新エネルギー等電気の供給を行うに当たって、新エネルギー等電気相当量を供給先電気事業者に移転しない場合 □ 座：当該新エネルギー等電気を発電した発電事業者の口座 同意書等：当該新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量の記録を、当該電気の供給元である発電事業者の口座に行うことを承諾する旨の当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者による同意書【様式第2】及び口座に記録される新エネルギー等電気相当量に係る新エネルギー等電気を、法第5条の規定による義務履行に充てない旨の当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者による確認書【様式第1】</p> <p>(3) 発電事業者が、新エネルギー等電気の供給を行うに当たって、新エネルギー等電気相当量を供給先電気事業者に移転する場合 □ 座：当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者の口座 同意書等：当該新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量の記録を、当該電気の供給先である電気事業者の口座に行うことを承諾する旨の当該新エネルギー等電気を発電した発電事業者による同意書【様式第3】及び口座に記録される新エネルギー等電気相当量に係る新エネルギー等電気を、法第5条の規定による義務履行に充てない旨の当該新エネルギー等電気の供給を受けた電気事業者による確認書【様式第1】</p> <p>2. 重複した記録届出の取扱い 同一の新エネルギー等発電設備を用いて同一期間に発電された新エネ</p>
--	--	---	---

<p>(基準利用量の変更)</p> <p>第六条 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー等電気の量を自らの基準利用量から減少することができる。</p> <p>第七条 経済産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を第五条の規定により行うことが困難となった電気事業者の申出があったときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定により基準利用量を減少したときは、当該電気事業者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>第八条 経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて<b>正当な理由</b>がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。</p>	<p>(新エネルギー等電気相当量の減量又は増量の記録)</p> <p>第九条 新エネルギー等電気相当量の取引を行った加入者が自らの口座における新エネルギー等電気相当量の減量又は増量の届出を行う場合は、様式第七による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の届出に基づき、その者の口座における新エネルギー等電気相当量の減量又は増量の記録をするものとする。</p> <p>(法第六条に基づく基準利用量の減少)</p> <p>第十条 電気事業者は、法第六条の規定に基づき経済産業大臣の承認の申請をするときは、当該届出年度の翌年度の四月一日から六月一日までの間に、減少に充てる新エネルギー等電気相当量を示して、様式第八による申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定に基づき示された新エネルギー等電気相当量について、当該新エネルギー等電気相当量の増量の記録をするために供した新エネルギー等電気を利用した電気事業者がその義務履行に充てないことに同意していると認めるときは、法第六条の承認をするものとする。</p>	<p>ルギー等電気については、一回に限り、規則第8条第1項の規定に基づく届出を行うことができる。</p> <p>3. 端数(千キロワットアワー未満の量)の取扱い 規則第8条第2項において、口座への新エネルギー等電気相当量の記録の単位を千キロワットアワーとしているが、届出書に記載された新エネルギー等電気記録量のうち、千キロワットアワー未満の量については、同一年度中に同一の新エネルギー等発電設備を用いて発電された新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量(当該新エネルギー等電気記録量を除く。)を同一の口座に記録する際に、届出書に記載された新エネルギー等電気記録量に合算するものとする。</p> <p>4. 記録届出の可能な期間 ある年度中に発電した新エネルギー等電気について、新エネルギー等電気相当量として口座への記録届出をする場合は、遅くとも、当該年度の翌年度の4月1日から4月末日までの間に届出を行う必要がある。</p> <p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等(通知)</p> <p>第4 法第8条第1項の勧告に係る「正当な理由」 法第8条第1項においては、経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認められるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、法第5条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができることとされている。 この場合における「正当な理由」は、勧告の発動の是非を判断する際</p>	
--	--	---	--

<p>2 経済産業大臣は、前項に規定する場合において、新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない程度が<b>経済産業省令</b>で定める基準に該当すると認めるときは、当該電気事業者に対し、期限を定めて、第五条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを命ずることができる。</p> <p>(新エネルギー等発電設備の認定)</p> <p>第九条 新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。</p>		<p>(命令発動の基準)</p> <p>第十一条 法第八条第二項の<b>経済産業省令</b>で定める基準は、新エネルギー等電気を利用した量が基準利用量を相当程度下回っている場合とする。</p> <p>(認定手続)</p> <p>第十二条 法第九条第一項の認定の申請は、様式第九による申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、発電設備の構造図及び配線図を添付しなければならない。</p> <p>3 前二項の書類の提出部数は、各一通(当該申請に係る発電</p>	<p>に個別に検討されるものであるが、少なくとも以下に掲げる場合に該当するときは、当該各項目に定める量を下回る基準利用量未達分(複数の項目に該当する場合は、その合計量)については、正当な理由があるものとして取り扱う。</p> <p>1.バンキング 届出年度の前年度に利用された新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量のうち口座に記録されているものであって、当該前年度においては法第5条の規定に従って義務の履行に充てられなかったものがある場合：当該新エネルギー等電気相当量</p> <p>2.上限価格 新エネルギー等電気相当量に係る上限価格は1キロワットアワー当たり11円とする(なお、これをもって、太陽光発電又は風力発電(事業目的を有しないもの)の発電設備から販売電力料金単価で余剰電力を購入することを妨げるものではない)。 需給の不均衡等の理由から、1キロワットアワー当たり11円以下の新エネルギー等電気相当量価格では、新エネルギー等電気相当量を確保できなかった場合：当該新エネルギー等電気相当量</p> <p>3.太陽光発電 (1)平成23年度以降平成26年度までの義務履行にあつては、太陽光発電の発電設備による新エネルギー等電気(規則第1条第2項に規定する特定太陽光電気を除く。)又は新エネルギー等電気相当量の全部又は一部を義務履行又は基準利用量減少に充てた場合：当該新エネルギー等電気の量及び新エネルギー等電気相当量 (2)平成24年度以降平成27年度までの義務履行にあつては、届出年度の前年度に利用された太陽光発電の発電設備による新エネルギー等電気に係る新エネルギー等電気相当量のうち口座に記録されているものであって、当該前年度においては法第5条の規定に従って義務の履行に充てられなかったものがある場合：当該新エネルギー等電気相当量を2倍にした量。なお、この場合、当該新エネルギー等電気相当量については、「1.バンキング」は適用しない。</p> <p>4.ポロウイング 基準利用量未達分から、本項以外の正当な理由があるものを差し引いてもなお残余の量がある場合：当該残余の量(ただし、届出年度の基準利用量の20パーセントを上限とする。以下「ポロウイング量」という。) ただし、ポロウイングを行った場合、届出年度の翌年度においては、当該翌年度において新エネルギー等電気の利用をした量から届出年度のポロウイング量を差し引いた上で、翌年度において正当な理由があるか否かの判断を行うものとする。</p>
--	--	---	---

<p>一 当該発電し、又は発電しようとする者が設置し、又は設置しようとする当該新エネルギー等を電気に変換する設備が<b>経済産業省令</b>で定める基準に適合すること。</p> <p>二 その発電の方法が<b>経済産業省令</b>で定める基準に適合すること。</p>		<p>がバイオマスエネルギーを電気に変換するものである場合にあっては、三通)とする。</p> <p>(認定基準)</p> <p>第十三条 法第九条第一項第一号の<b>経済産業省令</b>で定める基準は、新エネルギー等電気の供給量を的確に計測できる構造であることとする。</p> <p>2 法第九条第一項第二号の<b>経済産業省令</b>で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該認定に係る発電が地熱を電気に変換するものである場合にあっては、地熱資源である熱水を著しく減少させない発電の方法であること。</p> <p>二 当該認定に係る発電が水力を電気に変換するものである場合にあっては、次のイ又はロに掲げる水力発電所の区分に応じ、当該イ又はロに定める発電の方法であること。</p> <p>イ ダム式又はダム水路式の水力発電所 水道、工業用水道若しくはかんがいのための水又は河川の流水の正常な機能を維持するための水の放流に伴って発生する水力を電気に変換する発電の方法</p> <p>ロ 水路式の水力発電所 当該発電所の原動力として用いられる水力を電気に変換する発電の方法</p> <p>三 当該認定に係る発電がバイオマスエネルギーを電気に変換するものである場合にあっては、バイオマス比率を的確に把握するとともに、当該比率及びその算定根拠を法第十一条に規定する帳簿に記載しつつ発電する方法であること。</p>	<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく<b>経済産業大臣</b>の処分に係る審査基準等について(訓令)</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>法第9条第1項の規定による新エネルギー等発電設備の認定については、同項の規定に基づく申請において、次の各号を総合的に勘案し、合理的と認められる場合に行う。</p> <p>(共通事項)</p> <p>(1) 法第5条に基づく新エネルギー等電気の利用に供する電気の量を測定するための電力量計については、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年<b>経済産業省令</b>第119号。以下「規則」という。)第3条第2項に基づき提出される配線図において、当該電力量計が計量法(平成4年法律第51号)第16条の規定に違反しない旨が分かるものであること。</p> <p>(地熱)</p> <p>(2) 当該認定に係る発電が地熱を電気に変換するものである場合にあっては、地熱資源である熱水(水蒸気を含む。以下同じ。)を著しく減少させない発電の方法であること。具体的には、地熱資源である熱水を二次系統を用いるなどして間接に利用した上で地中に還元する発電方法や温泉等他の目的のために用いられる地熱資源である熱水を副次的に利用する発電方法等を用いることによって、追加的な生産井の掘削を頻繁に行う必要がなく、当該地熱資源である熱水を相当程度減衰させないこと。</p> <p>(水力)</p> <p>(3) 当該認定に係る発電が水力を電気に変換するもののうちダム式又はダム水路式の水力発電所によるものにあつては、ダム(基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。)を有し、河川法(昭和39年法律第167号)第23条の規定による流水の占有の許可の際に同法第90条第1項の規定に基づく条件(いわゆる「水利使用規則」)により規則第12条第2項第2号イに適合していると判断できること。</p> <p>(バイオマス)</p> <p>(4) 当該認定に係る発電が規則第7条第2項に規定するバイオマスエネルギーを電気に変換するものである場合にあっては、発電方法が、下記の要件のいずれかに適合していること。</p> <p>ア 一般廃棄物発電の場合で、旧厚生省通知(昭和52年11月4日環整95「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」)に従つてごみの種類組成分析を行い、投入する燃料に占めるバイオマス(紙、布類、木、竹、わら類、ちゅう芥類(動植物性残渣、卵殻、貝殻を含む。))である燃料の比率を年4回以上算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法については、申請者から当該通知に基づいて行われた組成分析の結果について、申請者から過去1年間の実績により提出を受けることにより、過去1年間のデータが捕捉されていることが確認できること。また、提出を受けていない場合については、今後、旧厚生省通知に従つた管理をすることが担保されていること。</p> <p>イ 産業廃棄物発電の場合で、燃料である産業廃棄物について、産</p>
---	--	--	---

業廃棄物管理票その他これに類する書面（燃料である産業廃棄物がバイオマスであるかどうかを把握できるものに限る。）により、その種類組成・重量・熱量を把握し、投入する燃料に占めるバイオマスである燃料の比率の平均値を毎月算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法については、バイオマスであるかどうかの把握について、少なくとも昭和46年10月25日環整45「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」に基づく分類以上の精度で把握すること。また、同通知にいう汚泥、廃油については、当該燃料をバイオマスとして認定する場合には、当該燃料の種類並びに当該燃料におけるバイオマスに係る部分の内訳及びその重量・熱量が分かること。なお、上記事項の確認に当たっては、通常使用している廃棄物物性等に関する管理票のサンプルの提出がなされていること、若しくは、今後の管理のために用いる予定の管理票フォーマットの提出がなされていること。

ウ その他の場合については、上記に準じる方法によること。

経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程（別表73）（新エネルギー等発電設備認定部分（変更認定を含む）を抜粋）

手 続 名	標準処理期間	
	1	2
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項に基づく新エネルギー等発電設備認定申請（当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱以外を電気に変換するものである場合に限る。）	1月	1月
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項に基づく新エネルギー等発電設備認定申請（当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱を電気に変換するものである場合に限る。）	2月	2月
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第4条第1項に基づく新エネルギー等発電設備変更認定申請（当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱以外を電気に変換するものである場合に限る。）	1月	1月
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第4条第1項に基づく新エネルギー等発電設備変更認定申請（当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱を電気に変換するものである場合に限る。）	2月	2月

1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間

2 その他の申請の場合の処理期間

<p>2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p>			<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項（通知）</p> <p>第5 再生利用への配慮</p> <p>1．廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を阻害しないことへの配慮 法の国会における議決に際しては、衆議院経済産業委員会において「...廃棄物発電なかんづく廃プラスチック等の石油起源廃棄物を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについて、...循環型社会の基本的原則にのっとり、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう」配慮すべき旨の附帯決議が、参議院経済産業委員会において「廃棄物発電とりわけ廃プラスチック等を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについては、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の推進を阻害することのないよう」努めるべき旨の附帯決議が、それぞれなされているところ、廃棄物であるバイオマスを熱源とする熱を電気に変換する発電設備を用いた新エネルギー等電気発電については、かかる趣旨が十分に踏まえられることが肝要である。</p> <p>2．木質バイオマス発電を設備認定する際の確認 とりわけ、新エネルギー等発電設備が循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する循環資源である木質のバイオマス燃料又は原材料としたバイオマス発電設備である場合は、木質のバイオマスの再生利用の促進を著しく害することなく燃料又は原材料を調達して発電することが求められる。このため、当該木質のバイオマスの発電設備について法第9条第1項に基づく設備認定に当たっては、木質のバイオマスの再生利用の促進を著しく害することがないことを証する書面の提出を求めることとし、木質のバイオマスの再生利用が著しく害することがないことを確認する。</p>
<p>3 経済産業大臣は、新エネルギー等発電設備について第一項の認定をしようとするときは、<b>政令</b>で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（協議） 第三条 経済産業大臣は、法第九条第一項の認定（次条の変更の認定を含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該認定に係る発電がバイオマス燃料とする熱を電気に変換するもの又はバイオマスを発酵させ、若しくは熱分解することにより得られる水素若しくは一酸化炭素を化学反応させることにより得られるエネルギーを電気に変換するものであるときは、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（協議） 第十四条 経済産業大臣は、法第九条第一項の認定（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四条の変更の認定を含む。）をしようとする場合において、当該認定に係る発電が次に掲げるものを熱源とする熱又は発酵させ、若しくは熱分解することにより得られる水素若しくは一酸化炭素を化学反応させることにより得られるエネルギーを電気に変換するものであるときは、それぞれ当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 農林水産省の所掌事務に係るバイオマス 農林水産大臣 二 国土交通省の所掌事務に係るバイオマス 国土交通大臣 三 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）であるバイオマス 環境大臣</p>	
<p>4 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p>			<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（訓令）</p> <p>第2 不利益処分 法第9条第4項の規定による新エネルギー等発電設備の認定の取消しは、同項の規定に基づき行うものであり、特段、基準は作成しない。</p>
<p>5 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、<b>政令</b>で定める。</p>	<p>（変更の認定） 第四条 法第九条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る新エネルギー等を電気に変換する設備又は発電の方法の変更をし</p>	<p>（変更の認定） 第十五条 令第四条の変更の認定の申請は、様式第十による申請書を提出して行わなければならない。</p>	

<p>(供給した電気の量等の届出)</p> <p>第十条 電気事業者は、毎年六月一日までに、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日までの一年間における電気の供給量その他<b>経済産業省令</b>で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>(帳簿の記載)</p> <p>第十一条 電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者は、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、帳簿を備え、その利用をし、又は発電した新エネルギー等電気の量その他<b>経済産業省令</b>で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>ようとするときは、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、経済産業大臣の変更の認定を受けなければならない。</p> <p>(廃止等の届出)</p> <p>第五条 法第九条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る新エネルギー等を電気に変換する設備を廃止したときは、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 法第九条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、<b>経済産業省令</b>で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>二 事業所及び事務所の所在地</p> <p>三 その他<b>経済産業省令</b>で定める事項</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第十六条 令第五条第一項の廃止の届出は、様式第十一による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第十七条 令第五条第二項の変更の届出は、様式第十二による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 令第五条第二項第三号の<b>経済産業省令</b>で定める事項は、発電設備の名称とする。</p> <p>(法第十条に基づく届出)</p> <p>第十八条 電気事業者は、法第十条の規定に基づき、毎年度、届出年度の翌年度の四月一日から六月一日までの間に、様式第十三の届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 法第十条の<b>経済産業省令</b>で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該電気事業者の口座に記録された新エネルギー等電気相当量のうち法第五条の規定に基づき義務履行に充てるものの量</p> <p>二 当該届出年度において利用した新エネルギー等電気のうち当該電気事業者が自ら発電し、又は他から購入した新エネルギー等電気(新エネルギー等電気相当量の増量の記録をするために供したものを除く。)であって供給する電気(電気事業者に供給するものを除く。)の全部又は一部に充てた量(当該新エネルギー等電気がバイオマスエネルギーを変換して得られる電気である場合にあっては、電気の供給量に、バイオマス比率を乗じて得た量をいう。)</p> <p>(帳簿の記載)</p> <p>第十九条 法第十一条の帳簿は、電気事業者にあっては、その事業所ごとに、法第九条第一項の認定を受けた者にあっては、当該認定に係る設備の所在する事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。</p> <p>2 法第十一条の<b>経済産業省令</b>で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 電気事業者 新エネルギー等発電設備ごとの新エネルギー等電気の供給を受けた量(当該新エネルギー等電気がバイオマスエネルギーを変換して得られる電気である場合にあっては、電気の供給量に、バイオマス比率を乗じて得た量をいう。以下同じ。)及び当該供給を受けた量を証する書面、供給を受けた期間並びに供給を受けた相手方並びに当該供給を受けた新エネルギー等発電設備に係る発電がバイオマスエネルギーを電気に変換するものである場合にあっては、当該新エネルギー等電気の供給を受けた量に係</p>	
--	--	--	--

<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者又は第九条第一項の認定を受けた者の事業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十四条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十五条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第四条又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者</p> <p>三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若し</p>	<p>特に定めない。</p>	<p>るバイオマス比率及びその算定根拠</p> <p>二 新エネルギー等発電事業者 新エネルギー等発電設備ごとの新エネルギー等電気の供給量及び当該供給量を証する書面、供給期間並びに供給の相手方並びに当該認定に係る発電がバイオマスエネルギーを電気に変換するものである場合にあっては、当該新エネルギー等電気の供給量に係るバイオマス比率及びその算定根拠</p> <p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第二十条 前条第二項に規定する事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第十一条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。</p> <p>特に定めない。</p>	<p>電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(告示)(略)</p>
---	----------------	--	---

<p>くは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。</p>		<p>(電子情報処理組織による手続の特例)</p> <p>第二十一条 次の各号に掲げる者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機(経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。)から入力しなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項の規定による経済産業大臣への基準利用量の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な基準利用量届出様式に記録すべき事項</p> <p>二 第三条第四項の規定による経済産業大臣への氏名等の変更の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な電気事業者の氏名等変更届出様式に記録すべき事項</p> <p>三 第五条第一項の規定による経済産業大臣への口座の開設の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な口座開設届出様式に記録すべき事項</p> <p>四 第六条第一項の規定による経済産業大臣への氏名等の変更の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な口座に関する氏名等変更届出様式に記録すべき事項</p> <p>五 第七条第一項の規定による経済産業大臣への口座の廃止の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な口座廃止届出様式に記録すべき事項</p> <p>六 第八条第一項の規定による経済産業大臣への新エネルギー等電気相当量の記録の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な新エネルギー等電気相当量記録届出様式に記録すべき事項</p> <p>七 第九条第一項の規定による経済産業大臣への新エネルギー等電気相当量の減量又は増量の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な新エネルギー等電気相当量の減量又は増量届出様式に記録すべき事項</p> <p>八 法第六条の規定による経済産業大臣への基準利用量の減少の申請をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な基準利用量</p>	<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則 第二十条各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準(告示)</p> <p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「規則」という。)第二十条各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならない。</p> <p>一 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は規則第二十条に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、同条に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した基準利用量届出様式、電気事業者の氏名等変更届出様式、口座開設届出様式、口座に関する氏名等変更届出様式、口座廃止届出様式、新エネルギー等電気相当量記録届出様式、新エネルギー等電気相当量の減量又は増量届出様式、基準利用量の減少申請様式、新エネルギー等発電設備認定申請様式、新エネルギー等発電設備変更認定申請様式、新エネルギー等発電設備廃止届出様式、新エネルギー等発電設備氏名等変更届出様式及び義務履行量届出様式に入力できる機能</p> <p>二 規則第二十条に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能</p>
---	--	---	---

		<p>の減少申請様式に記録すべき事項</p> <p>九 法第九条第一項の規定による経済産業大臣への設備の認定の申請をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な新エネルギー等発電設備認定申請様式に記録すべき事項並びに発電設備の構造図及び配線図に記載されている事項</p> <p>十 令第四条の規定による経済産業大臣への設備の変更の認定の申請をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な新エネルギー等発電設備変更認定申請様式に記録すべき事項</p> <p>十一 令第五条第一項の規定による経済産業大臣への設備の廃止の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な新エネルギー等発電設備廃止届出様式に記録すべき事項</p> <p>十二 令第五条第二項の規定による経済産業大臣への設備の変更の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な新エネルギー等発電設備氏名等変更届出様式に記録すべき事項</p> <p>十三 法第十条の規定による経済産業大臣への義務履行状況の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な義務履行量届出様式に記録すべき事項</p>	
--	--	---	--

<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において<b>政令</b>で定める日から施行する。ただし、第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十五条及び第十六条(第十一条、第十二条及び第十六条にあっては、電気事業者に係る部分に限る。)の規定は、平成十五年四月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 経済産業大臣は、第三条の規定の施行前においても、同条の規定の例により、新エネルギー等電気利用目標を定め、これを告示することができる。 2 前項の規定により定められた新エネルギー等電気利用目標は、第三条の規定の施行の日において同条第一項の規定により定められたものとみなす。</p> <p>第三条 第五条の規定の施行の際現に電気事業者である者のうち、同条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であると<b>経済産業大臣が認定したもの</b>に係る第四条に規定する基準利用量は、同条の規定にかかわらず、第五条の規定の施行後七年間は、第四条の規定によって算定した量を新エネルギー等電気の利用の状況その他の事情を勘案して<b>経済産業大臣が定める方法</b>により調整して得た量とする。</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日(平成十四年十二月六日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 経済産業大臣は、第二条の規定の施行前においても、法附則第二条の規定により新エネルギー等電気利用目標を定めようとするときは、第二条の規定の例によることができる。</p> <p>附則(平成十九年三月三十一日政令九十一号) この政令は、平成十九年四月一日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 経済産業大臣は、第二条の規定の施行前においても、法附則第二条の規定により新エネルギー等電気利用目標を定めようとするときは、第二条の規定の例によることができる。</p> <p>附則(平成十五年二月三日経済産業省令第九号) この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。</p> <p>附則(平成十五年二月十三日経済産業省令第十三号) (施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(平成十九年三月三十一日経済産業省令第二十五号) (施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附則(平成二十一年八月三十一日経済産業省令第五十三号) (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。 (経過措置) 第二条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第四条第一項の規定にかかわらず、電気事業者は、平成二十二年一月一日までに、様式第一による届出書を提出することにより、改めて平成二十一年度についての同項の基準利用量を経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法附則第三条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法(告示) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号。以下「法」という。)附則第三条に規定する基準利用量の調整方法は、平成十八年度にあっては第一号に掲げる方法とし、平成十九年度から平成二十一年度までには第二号に掲げる方法とする。 一 平成十八年四月一日から平成十八年九月三十日までの期間に係る量としてのイに掲げる量に、平成十八年十月一日から平成十九年三月三十一日までの期間に係る量としてのロに掲げる量を加える方法</p>
--	---	--	--

- イ 法第四条の規定によって算定した量を二で除し、これを(1)に掲げる率で除して得た量に、(2)に掲げる率を(1)に掲げる率から減じた率を乗じて得た量
- (1) 法第三条第二項第一号の新エネルギー等電気の利用の目標量のうち平成十八年度に係る部分をすべての電気事業者の平成十七年度における電気の供給量の合計量で除して得た率
- (2) 当該電気事業者の既存利用率を一般電気事業者のうちその既存利用率が最も大きいものの当該既存利用率から減じた率
- ロ 法第四条の規定によって算定した量を二で除し、これをイ(1)に掲げる率で除して得た量に、イ(2)に掲げる率に五分の四を乗じて得た率をイ(1)に掲げる率から減じた率を乗じて得た量
- 二 法第四条の規定によって算定した量をイに掲げる率で除して得た量に、ロに掲げる率を乗じて得る方法
- イ 法第三条第二項第一号の新エネルギー等電気の利用の目標量のうち当該届出年度に係る部分をすべての電気事業者の当該年度の前年度における電気の供給量の合計量で除して得た率
- ロ 当該電気事業者の既存利用率を一般電気事業者のうちその既存利用率が最も大きいものの当該既存利用率から減じた率に、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率を、イに掲げる率から減じた率

平成16年度	1
平成17年度	1
平成18年度	1
平成19年度	5分の3
平成20年度	5分の2
平成21年度	5分の1

三 前号の既存利用率は、平成十四年度の新エネルギー等電気(法第二条第四項の新エネルギー等発電設備に相当するものと認められるものを用いて新エネルギー等を変換して得られる電気を含む。)の供給量の見込みを当該年度の電気供給量の見込みで除して得た率として各電気事業者ごとに定める率とする。

附 則

この経済産業大臣が定める方法は、平成十八年六月一日から適用する。

(政令への委任)  
 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、**政令**で定める。  
 (検討)  
 第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案

特に定めなし。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等(通知)  
 第9 法附則第3条の基準利用量の調整方法に関する事項  
 1. 基準利用量調整の対象者  
 法附則第3条に規定する「第五条の規定の施行の際現に電気事業者である者のうち、同条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすることが著しく困難であると経済産業大臣が認めるもの」は、下表の電気事業者の欄に掲げる者とする。  
 2. 既存利用率の最も大きいものの既存利用率  
 法附則第3条に規定する基準利用量の調整に係る経済産業大臣が定める方法(平成18年経済産業省告示第210号。以下「調整告示」という。)第2号に規定する「一般電気事業者のうちその既存利用率が最も大きいもの」を下表の「既存利用率の最も大きいもの」の欄に掲げる者とし、その既存利用率をその右欄に掲げる率とする。  
 3. 基準利用量調整の対象者の既存利用率  
 調整告示第3号に規定する既存利用率は、下表の電気事業者の欄に掲げる者ごとに、それぞれ右欄に掲げる率とする。

電気事業者	
(一般電気事業者)	
東北電力株式会社	0.48%
東京電力株式会社	0.32%
中部電力株式会社	0.25%
北陸電力株式会社	0.30%
関西電力株式会社	0.40%
中国電力株式会社	0.25%
四国電力株式会社	0.19%
九州電力株式会社	0.48%
沖縄電力株式会社	0.07%
(特定電気事業者)	
諏訪エネルギーサービス株式会社	0%
東日本旅客鉄道株式会社	0%
六本木エネルギーサービス株式会社	0%
(特定規模電気事業者)	
ダイヤモンドパワー株式会社	0%
丸紅株式会社	0%
イーレックス株式会社	0%
新日鉄エンジニアリング株式会社	0%
サミットエナジー株式会社	0%
株式会社サニックスエナジー	0%
新日本石油株式会社	0%
GTFグリーンパワー株式会社	0%
既存利用率が最も大きいもの	
北海道電力株式会社	0.84%

<p>し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(経済産業省設置法の一部改正)</p> <p>第六条(略)</p>		<p>(経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二条(略)</p> <p>様式(略)</p>	
--	--	--	--